

# サービスの提供事業所の承認に関する事項

## 改正規則等

事業所承認規則  
鋼船規則 B 編  
高速船規則  
フローティングドック規則  
安全設備規則  
無線設備規則  
鋼船規則検査要領 B 編  
高速船規則検査要領  
安全設備規則検査要領

## 改正事項

サービスの提供事業所の承認に関する事項

## 改正理由

IACS は、板厚計測事業所、水中検査事業所等のサービスの提供事業所（以下、事業所という。）が必要な能力を有していることを確認するため、事業所承認に関する要件を統一規則 Z17 に規定しており、本会は既に規則に取入れている。

しかしながら、当該統一規則において、事業所が提供するサービスに応じた品質システム、技術者の資格等に関する要件は規定されているものの、条約上その承認が要求される事業所以外の当該事業所の承認要否については明確に規定されていなかったことから、IACS は、各事業所の承認要否の明確化も含め、当該統一規則全体の見直しを行っていた。

この程、IACS は、上記事業所の承認の要否を明確にし、事業所が提供するサービスに応じた要件をより詳細に規定するとともに、近年の条約改正で強制化された騒音計測の事業所等に対する要件を規定した統一規則 Z17(Rev.10)を 2015 年 1 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.10)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 事業所の承認の要否が明確になるよう改めた。
- (2) 事業所が提供するサービスに応じた要件をより詳細に規定した。
- (3) 新たに承認対象とする事業所に対する要件を規定した。